多 教 委 学 第 ２ ４ ８ 号
令和２年（2020年） ４月 ９日

小中学校の保護者様

多賀町教育長　山中　健一

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための再度の臨時休業の実施について

平素は、本町教育に格別のご理解、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

臨時休業の実施に関しては、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和２年４月７日改訂版）」が示されているところですが、感染経路が明らかでない感染者の増加など、滋賀県における現時点での感染状況を踏まえ、児童生徒等の感染リスクの低減および県内の感染拡大を抑制する観点から、学校保健安全法第 20 条に基づき、多賀町立小中学校について、下記の通り臨時休業を行うこととしました。

記

休業期間　令和２年４月１４日（火）～５月６日（水）
＊なお、４月１３日（月）は給食なしで１１：３０下校とします。

・今後、臨時休業期間中における諸連絡については学校メール等にてご連絡いたします。